

2020. 9. 27 第四主日礼拝

I コリント 7:1-7 「結婚と神の恵み」

## 聖書

- 1 さて、「男が女に触れないのは良いことだ」と、あなたがたが書いてきたことについてですが、
- 2 淫らな行いを避けるため、男はそれぞれ自分の妻を持ち、女もそれぞれ自分の夫を持ちなさい。
- 3 夫は自分の妻に対して義務を果たし、同じように妻も自分の夫に対して義務を果たしなさい。
- 4 妻は自分のからだについて権利を持つてはならず、それは夫のものです。同じように、夫も自分のからだについて権利を持つてはならず、それは妻のものです。
- 5 互いに相手を拒んではいけません。ただし、祈りに専心するために合意の上でしばらく離れていて、再び一緒になるというのならかまいません。これは、あなたがたの自制力の無さに乗じて、サタンがあなたがたを誘惑しないようにするためです。
- 6 以上は譲歩として言っているのがあって、命令ではありません。
- 7 私が願うのは、すべての人が私のように独身であることです。しかし、一人ひとり神から与えられた自分の賜物があるので、人それぞれの生き方があります。

## はじめに

今日はI コリント 7 章に目を向けてみましょう。7 章は結婚または独身について書かれています。1~7 節だけをテキストとして取り上げましたが、7 章全体に触れながら進めて参ります。正直なところ 7 章の内容は捉えにくく、誤解なく皆さんにお伝えできるか心配ですが、聖霊が助けてくださることを信じてみことばに目を向けて行きましょう。7 章は大きく 4 つに分けることができます。結婚の是非と夫婦の義務（1-7 節）、それぞれの立場の人への勸

め（8-16 節）、召された状態に留まることの勧め（17-24 節）、未婚の人への勧め（25-40 節）の 4 つです。内容は夫婦の在り方について、結婚か独身かという個人の在り方について、信者か未信者かという信仰の在り方についてなど多岐に渡り、さらにその教えが主の教えであるのかパウロ個人の意見なのか、教えの根拠も違っているので余計に分かりにくくなっています。そのような中で 7 章全体からパウロが伝えたかったことをまとめ、結婚の恵みを確認できたら幸いに思います。

## 1. パウロの結婚観

パウロは結婚についてどう思っていたのでしょうか。7 章全体から伝わってくる印象はあまり積極的ではないように感じられます。と言いますのは、パウロは独身でしたから「私が願うのは、すべての人が私のように独身であることです。」（7 節）とはっきり結婚よりも独身の方が良いと言っているように見られるからです。しかし、これは決して結婚を否定しているわけではなく、また独身を優れたものとみて推奨しているわけでもありません。そこには結婚であれ独身であれ、その形態に重きが置かれているのではなく、何のために結婚また独身という形を取るのかという目的の大切さが述べられているように思います。

まず、この問題が持ち上がった背景を見てみましょう。パウロは「さて『男が女に触れないのは良いことだ』と、あなたがたが書いてきたことについてですが、」（1 節）と前置きして、コリント教会からの質問に答える形をとっています。その背景となっていることは前にもお話しした二元論にあります。二元論の考え方の一つは、人は肉欲のままに行動しても魂には影響を与えないというもので、これの行きつく果ては放縦です。一方でその真逆の考え方が、肉体は悪だから厳しく律して欲望を押え込まなければならないという禁欲主義です。人が不品行や姦淫の罪から守られるためには、「男は女に触れない」という道を選べばよいというかもしれません、人には神さまから与えられた恵みとして肉体的欲求があるわけですから、それを無視して抑え

込めば禁欲主義に走ることになり、生身の身体を持つ人間の在り方として不自然な形が作られてしまいます。ですからパウロは、「淫らな行いを避けるため、男はそれぞれ自分の妻を持ち、女もそれぞれ自分の夫を持ちなさい。夫は自分の妻に対して義務を果たし、同じように妻も自分の夫に対して義務を果たしなさい。妻は自分のからだについて権利を持ってはおらず、それは夫のものであります。同じように、夫も自分のからだについて権利を持ってはおらず、それは妻のものであります。」(2-4 節)と、夫婦となって性的交わりを義務と権利の関係の中で全うしなさいと言っているのです。「淫らな行いを避けるため」に結婚するという結婚観は、結婚の積極的理由にはならないですが、人が性的誘惑に弱い存在であることを認めるとき、消極的ではありますが結婚の理由となり得ることは確かなことです。こうしたパウロの結婚観の背景には、コリント教会が抱えていた不品行、不道德の問題があったのです。

## 2. それぞれの立場への勧め

1-7 節で結婚について触れたパウロは、8, 9 節では「結婚していない人とやもめ」について、さらに 10-16 節では「結婚した人たち」について意見を述べています。未婚の人には、情欲に燃えるよりは結婚する方が良く、自制できないのなら結婚しなさいと勧め、既婚の人には離婚してはいけないと勧めています。離婚については「命じるのは私ではなく主です。」(10 節)と根拠を明示して述べています。また夫または妻のどちらかが信仰者であり、その配偶者が未信者の場合は、未信者の配偶者が一緒にいることを願うなら離婚してはいけないと述べます。その理由は「なぜなら、信者でない夫は妻によって聖なるものとされており、また、信者でない妻も信者である夫によって聖なるものとされているからです。」(14 節)と、信仰者である夫または妻の存在を通して未信者の夫または妻に神さまの恵みが注がれているからです。このことばは、ある人たちには慰めと励ましになるのではないのでしょうか。日本では夫婦のうち夫または妻が信仰者であるけれども、その伴侶者は信仰者でないケースが多いからです。

続いて、17-23 節は召されたままの状態であるように述べているのですが、これは宗教的な意味合いが強く、背景には割礼を受けているかいないかということが問題となっています。「割礼は取るに足りないこと、無割礼も取るに足りないことです。重要なのは神の命令を守ることです。」(19 節)と信仰者への一般原則が述べられています。ここの部分は結婚や独身の問題とは直接の関わりはなく挿入的に述べられています。

そして、25-40 節には「未婚の人たち」への勧めで、パウロ個人の見解という色彩が強い内容となっています。もし今あなたが独身なら独身のままでいなさい、またもし今結婚しているなら結婚したままでいなさいと述べます。独身を勧めているように受け取れますが、結婚を否定はしていません。しかし結婚することで苦難を招くでしょうから、そうなって欲しくないと言っています。「独身の男は、どうすれば主に喜ばれるかと、主のことに心を配ります。しかし、結婚した男は、どうすれば妻に喜ばれるかこの世のことに心を配り、心が分かれるのです。独身の女や未婚の女は、身も心も聖なるものになろうとして、主のことに心を配りますが、結婚した女は、どうすれば夫に喜ばれるかと、世のことに心を配ります。」(32-34 節)と独身の持つ積極的な面を強調しています。パウロは独身だったからというのが勧めの理由の一つでしょうが、それ以上に違う理由がありました。その理由が主への奉仕という点にありました。

パウロは神さまへの奉仕という観点から結婚や独身という個人の在り方を見ていることが分かります。今も主に奉仕するための最善の選択肢として結婚や独身という形を考えることはあっても良いと思います。それは一人一人に与えられた神さまからの導きによるので、その決断を尊重して主への奉仕に専念できたら幸いです。そしてもう一つパウロが持っていた視点は、「差し迫っている危機のゆえに」(26 節)、「時は短くなっています。」(29 節)という時間との戦いがありました。これは主の再臨を意識していたということです。主の再臨が近いと理解していたパウロにとって、福音を届ける時間は限

られていますから、福音を届ける奉仕の妨げになるものを除こうとしたことがわかります。それが独身であることの利点を述べた部分にも表れています。パウロのことばから優先すべきことが何かが定まっていたことを教えられます。私たちも今自分が置かれている状況（状態）と優先すべき課題とのバランスを取ることを学ぶ必要があるかもしれません。

### 3. 結婚に見る神の恵み

最後に1-7節にもう一度戻って、結婚にみる神さまの恵みを見て締め括りしましょう。6:20に「自分のからだをもって神の栄光を現しなさい」ということばがありました。私たちの存在そのものが神さまの栄光の現れであることを学びましたが、この「自分のからだ」ということを「夫婦」という単位で考えることができるのではないかと思います。結婚の奥義は「男は父と母を離れ、その妻と結ばれ、ふたりは一体となる」（創世記2:24）にあるわけで、この一体性の中に神さまの恵みが表されています。自分のからだというとき、そこに伴侶者のからだも含まれているわけで、神さまの前には夫婦は一人の存在なのです。そのことを4節で「妻は自分のからだについて権利を持つてはおらず、それは夫のものです。同じように、夫も自分のからだについて権利を持つてはおらず、それは妻のものです」と述べているのです。結婚という神さまが定めた秩序の中で、心と身体の一貫性が保たれていくなればそれは幸いなことです。そこには相手に対する愛と尊敬があり、配慮と労わり合う関係が築かれているわけで、そこに神さまの栄光が現わされているのです。

もう一つの結婚にみる神さまの恵みは祈りです。聖書は夫婦関係以上に祈りを上位に持って来ていることが分かります。「祈りに専念するために合意の上でしばらく離れていて、再び一緒になるというならかまいません」（5節）と言っています。冒頭に夫婦関係は義務と権利の上に成り立つことについて触れました。自分のからだの権利は相手にあるのです。それは自分の欲求を相手に強要してはいけないことを表しています。また相手が願うことに答える義務も負っています。権利と義務の両面を同時に負っているのが夫婦関係

です。パウロはその関係を祈りに専念するためなら一時的に解消することをよしとしています。祈りをより上位に置いているのです。ここでは夫婦が一時的に離れて祈りに専念することの恵みを述べているのですが、夫婦が共に祈ることはこれに勝るものではないでしょうか。一人で祈りに専念することも幸いですが、夫婦で共に祈る幸いを開拓していけたら素晴らしいと思います。「あなたがたのうちの二人が、どんなことでも地上で心をつにして祈るなら、天におられるわたしの父はそれをかなえてくださいます。」(マタイ 18:19) を夫婦間に当てはめて祈って行きましょう。勿論、夫婦以外の人間関係に当てはめて2人が共に祈ることも同じように尊いことです。祈りによる一体性を夫婦間において、また様々な人間関係において実現できたら幸いです。

## まとめ

コリント教会の性的逸脱という深刻な問題に対して、パウロは5~7章にかけて忠告・勧告をしてきました。当時の実情が背景にありますので、そのまま現代の適応することには注意が必要でしょう。しかし原則的なことは今も変わりません。なぜなら、教会と信仰者が神さまの前に聖なるものとなることは時代が変わっても変わらない真理だからです。「あなたがたは聖なる者でなければならない。わたしが聖だからである。」(Iペテロ 1:16)のみことばはいつの時代も変わりません。私たちが聖なるものとされるために、もっと愛を増し加えていただきましょう。夫婦間において、様々な人間関係において、そして何よりもイエスさまとの関係において、愛を増し加えられて歩んで行きたいと願います。